

件名：資源ごみペットボトルと不燃物の収集日について

(平成 24 年 8 月 7 日受付)

不燃物の収集日は週に 1 回、資源ごみのペットボトルは月に 2 回で、最近
は、袋に入りきらなかったり、置き場も満杯になり、ビンを入れる時、上の
大きな網袋を除けるのに苦労する。ペットボトルの消費が増えていると思う
が、収集日を交換してもらえないか。

(回答)

日頃から環境行政にご協力いただき、ありがとうございます。

まず、お住いの地区は不燃物は週 1 回（毎週木曜日）、資源ごみのびん、
ペットボトル、スプレー缶は月 1 回（毎月水曜日）が収集日となっています。

ペットボトルが袋に入りきらない件ですが、潰して出していないものが多い
ため、起こっていることと思われます。各家庭にお配りしている「家庭ご
み」の正しい出し方のパンフレットに、潰して出すよう記載してありますが、
広報等、他の周知方法も検討し、啓発に努めたいと考えます。また、ご連絡
いただければ、ネットの数を増やすこともできますので、ご検討いただきたく、
よろしく申し上げます。

ごみ置き場が満杯のために、ペットボトルのネットを、びんを入れる箱の
上にしか置くスペースがなく、苦労している件については、近くにごみ収集
可能な適当な場所があれば、自治会を通じてごみステーションの位置変更の
申請ができますので、自治会役員にご相談いただきますようお願いいたします。

収集日の交換については、各校区ごとにごみ収集日は決まっておりますこと
から、1 箇所だけのごみ収集日の変更はできませんので、ご了承いただき
たく、よろしく申し上げます。

(担当：環境衛生課)

件名：西条市丹原町来見の診療所の件について

(平成 24 年 8 月 21 日受付)

9 月末日までで終わりとなると、どうしようかと考える。横山病院にかか
りたいが、バスで通っている人には、帰りの湯谷口からのバスの便が悪く、
東予の病院にしようかと考えている。週に 1 回でも病院まわりのバスがあっ
たらいいと思う。

(回答)

この度は貴重なご意見・ご提言をいただきありがとうございます。

市としましては、中川診療所を存続させるため、引き続き医師の確保に努
めてまいります。

しかし、9月末までに新しい医師が確保できない場合は、10月1日から当診療所での診療を休止せざるを得ない状況であります。

路線バスにつきましては、運転免許を持たない人や高齢者にとって、通勤、通学、通院、買物などの日常生活に大切な移動手段となっており、今後も維持していかなければならないと考えております。

そのため、誰もが利用しやすいバスとなるよう、湯谷口でのバス連絡も含め運行時刻等バス事業者と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(担当：危機管理課・地域医療課)

件名：小・中学校の事件等について

(平成24年8月21日受付)

小・中学校で事件、いじめ、事故等が起こった場合、市への報告義務はどのような基準で行われているのか。

また、報告が上がってきた場合、教委でのみの対応となるのか、第三者機関が存在し、客観的に調査を行える制度があるのか。

事故の調査を徹底し、内容分析後、いつどこで何をしていたときに事故等が起きるのかがわかれば、子どもの死の予防につながるのではないか。

情報公開の徹底をお願いしたい。

(回答)

西条市においては、各学校で事件、事故、いじめを把握した場合は、校長から速やかに教育委員会へ報告することとしております。いじめについては、毎月各校から教育委員会へ報告書の提出を義務付け、毎月の状況等把握を行っています。これら報告を受けた場合、教育委員会では学校とともに迅速な対応を図ってまいります。

各校から教育委員会への報告内容については、個人情報に留意しながら、各事案に応じて警察、児童福祉、人権擁護、医療等の関係機関へ連絡をとり、特に、犯罪行為に当たるようないじめについては、積極的に警察との連携を図り、正確に情報を把握し適切に対応することとしております。

また、いじめを含めた、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見と早期対応により、児童生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていきたいと考えております。

(担当：学校教育課)

件名：8月27日の地域審議会を傍聴して

(平成24年9月3日受付)

- 1 希望のもてる新庁舎と感じたが、慎重な設計を思わせる意味で、7階建てのビルを想定した、しっかりした基礎打をしているという説明が欲しかった。
- 2 現在の別館は取り除かれ、駐車場となる予定だと聞いているが、その面積だけでは不十分と考える。3階建ての駐車場を想定し、基礎工事のみを実施してはどうかと思った。

(回答)

このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

- 1 新館は、地下室の無い鉄骨造地上7階建ての建物です。
新館の基礎については、地下水への影響を小さくするため、杭を打たない直接基礎（べた基礎）構造としています。
周辺地層は、7階建てに十分耐えうる地耐力をもっています。また、地質調査で液状化の危険性は、非常に低い結果が出ています。
- 2 新館建設後の駐車場は、別館の跡地と購入予定の別館南側隣接地を合わせて170台程度の駐車台数を確保する計画としています。
現在の本館北、別館東の駐車場と比較して30台程度駐車台数が増える計画としており、必要な駐車台数を確保しています。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(担当：庁舎建設室)

件名：医療費について

(平成24年9月12日受付)

- 1 子どもの医療費が、新居浜市等は小学生までは、無料である。
西条市は、同等にできないのか。
- 2 市民税についても、西条市は高いと聞くがどうなのか。

(回答)

この度は、ご質問をいただき、ありがとうございました。

- 1 西条市では、これまでも新居浜市と同様、小学校就学前までの入院・通院にかかる医療費一部負担金について、食事代や保険適用とならない費用を除き、全額助成を行っております。
しかし、より一層子育て支援を充実させるため、本年7月診療分から、さらに小・中学生の入院に係る医療費一部負担金についても全額助成することといたしました。

これにより、子どもに対する西条市の医療費助成制度は、県内11市の中でも最も充実した制度となっています。

今後とも、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：国保医療課)

2 個人(市民)の方に納めていただく市民税、県民税(あわせて「住民税」と言います。)は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額によって負担する「所得割」で構成されています。

さて、「西条市は、住民税が高いのでは。」とのご質問ですが、前述の「均等割」、「所得割」の税率は、それぞれ「地方税法」に基づき定められており、西条市独自に決めているものではありません。

「均等割」については、市が3,000円、県が1,700円(内700円は、森林環境税)で計4,700円です。「所得割」の税率は、市が6%、県が4%です。

つまり、所得や扶養人数等の控除条件が同じであれば、住民税の額は、どの市町(村)も同じ額になります。

ただし、均等割については、県の森林環境税700円分が含まれているので、他の県とは同じではない場合もあります。

以上のとおり、西条市の住民税が他(市町)より高いということはありませんので、ご理解ください。

(担当：市民税課)

件名：体育館利用について

(平成24年10月10日受付)

月・水・金曜日ぐらい無料開放にしてほしい。

水曜日だけと経費がどれぐらい違うか数字で示してほしい。

(回答)

日頃より、体育館をご利用頂きまして、ありがとうございます。

さて、体育施設の使用につきましては、通常、ご利用頂く際には、施設使用料等をご負担頂いているところですが、市民の体力向上やスポーツの普及を図ることを目的に、毎週水曜日に無料開放を実施しているところです。

なお、施設使用料は、体育館の維持管理に係る経費の一部を受益者負担として頂いているところです。

また、東予体育館につきましては、平成23年度は体育館の運営経費として年間約1,400万円、収入として施設使用料が約300万円となっております。

ご意見を頂きました無料開放の日を増やすことにつきましては、前述のと

おり施設の管理運営をする上で経費が生じるなか、また、現在の厳しい財政状況下、難しい状況となっております。

今後とも、市民の皆様がスポーツに親しむ場の創出に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

(回答：スポーツ健康課)